

## 議第123号

### 財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 6月 6日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

#### 財産の種類、数量および処分予定価格

- |          |                  |
|----------|------------------|
| 1 財産の種類  | 土地               |
| 2 処分面積   | 87,438.73 平方メートル |
| 3 処分予定価格 | 579,193,090 円    |
| 4 処分の目的  | 普通財産の売却による処分     |

#### （参考）

財産の所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋
契約の相手方	滋賀県大津市松本一丁目2番1号 滋賀県土地開発公社 理事長 瀬 古 良 勝